

基本方向	1 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
	積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 また、誰もが個性と能力を發揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進します。

現状と課題		主な取組	
1	○国では、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしています。	1	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体や労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。	2	(1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
3	○市の審議会等における女性委員の比率は、令和3年度が25.8%、令和4年度が26.3%、令和5年度が27.1%と増加していますが、目標を達成できない状況が続いています。	3	■ 市が女性管理職の積極的登用を進めることで、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性職員の活躍を促進することにより、市内企業や各種団体等における女性活躍の促進の呼び水となるよう、率先して取組を進めます。
4	○性別を問わず、働き続けながら生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を可能とし、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が求められています。	4	(2) 市の審議会等の委員への女性の登用の拡大
5	○女性の社会進出や、夫婦共働き世帯の増加等、働き方の多様化に伴い、子育てのニーズも多様化している中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。	5	■ 市の審議会等においては、団体からの委員の推薦に当たり女性の推薦を依頼するなど女性の積極的な登用を図るとともに、委員の公募においても女性の応募を促す工夫を検討するなど、女性委員の割合を高める取組を推進し、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。
6	○人口減少・少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化など、本市経済を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。	6	(3) 企業や各種団体等における女性の積極的登用にに向けた働きかけ
7	○本市では、全国有数の生産量を誇るリンゴをはじめ、コメ、野菜、ホタテ、ナマコ、カシスなどの農水産物やこれらを使った加工品など、全国に誇れる産品を数多く有しており、農家人口の過半を占める女性が、特に農産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。	7	■ 女性活躍推進法を踏まえ、女性の採用・登用に積極的な企業・団体等の事例を広く紹介するなど、関係機関との連携のもと、企業や各種団体等への女性の積極的登用にに向けた働きかけを行い、女性活躍の機運を醸成します。
8	《政策・方針決定過程への女性の参画》	8	【新】(4) 女性のエンパワーメントの推進
9	○政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクションの趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の審議会等の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。	9	【新】■ 女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍することの重要性について、女性自身の理解を促すとともに、キャリア形成支援や、活躍するロールモデルの情報提供を行います。
10	○女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、女性のエンパワーメントを推進するとともに、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用にに向けた働きかけを行うなど、女性活躍の機運を醸成する必要があります。	10	2 ワーク・ライフ・バランスの実現
11	《ワーク・ライフ・バランス》	11	(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
12	○ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに 希望に応じて 働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。	12	■ 男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センターなどの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。
		13	■ 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
		14	■ 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。
		15	■ 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実させるほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

現状と課題	主な取組
13 ○ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。	16 (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
14 《雇用・労働環境》	17 ■ 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルの 情報提供 等を通じて、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
15 ○人口減少・少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、地域経済を活性化していくためには、働きたい人が性別を問わず安心して意欲を持って働くことができ、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを促進する必要があります。	18 (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ
16 ○消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。	19 ■ ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、働きやすい職場づくりに取り組んでいる好事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。
17 ○結婚、出産・育児、更年期、家族の介護など、様々なライフイベントに当たり、キャリア形成との二者択一を迫られているのは多くが女性となっており、その背景にある性別による固定的な役割分担意識などの構造的な課題を解消するため、 女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進する 必要があります。	20 3 雇用等における男女共同参画の推進 21 (1) 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備
18 《農林水産業等における男女共同参画》	22 ■ 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。
19 ○農業分野においては固定的性別役割分担意識や古い因習等が根深いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。	23 ■ 固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの 情報提供を行う とともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。
	24 【新】■ 企業における女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。
	25 (2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用
	26 ■ 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、 企業・創業希望者に対して 、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、資金面、施設面の支援を行います。
	27 ■ 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。
	28 ■ 女性活躍推進法において事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業に対しても、その意義を周知するとともに、行動計画の策定・活用を促していきます。
	29 4 農林水産業等における男女共同参画の推進
	30 (1) 農林水産業、自営業等における女性の経営参画
	31 ■ 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようするための啓発活動を推進します。
	32 ■ 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・直売、農作業体験、宿泊体験、グリーン・ツーリズムなどの経営の多角化・複合化や「6次産業化」を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。
	33 ■ 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。

「基本方向」「現状と課題」「主な取組」(案)一覧表

基本方向	2 安心して暮らせる社会づくり
	女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。 併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。 また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

現状と課題		主な取組	
1	○令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が全体で12.2%となっており、男女別では、男性が4.7%、女性が17.9%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の69.0%は、誰にも相談していない状況となっています。	1	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
2	○市では、「青森市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、支援を必要とするDV(ドメスティック・バイオレンス)被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っています。	2	(1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進
3	○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダールの女性の悩み相談においてDVに関する相談に対応するとともに、青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。	3	■ カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。
4	○男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が個人として互いを尊重し合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。	4	■ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関におけるハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。
5	○市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか、街頭や市役所庁舎などにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。	5	(2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
6	○市では、「青森市子ども総合計画」の基本理念である「子どもの人権尊重を第一に考えた『子どもの最善の利益』の保障」に基づき、子どもの権利の尊重の明文化を図るため、「青森市子どもの権利条例」を制定しています。	6	■ 将来、DVやデートDVの加害者にも被害者にもならないよう、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。
7	○令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において、困難な問題を抱える女性への支援が国及び地方公共団体の責務とされるとともに、支援に関する施策の内容や市町村の役割が定められています。	7	(3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
8	○令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」により、国及び地方公共団体において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定・実施するよう努めることとされています。	8	■ DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダール(男女共同参画プラザ)での悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談対応を実施します。
9	○少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、複雑化・多様化する地域課題の解決に取り組んでいます。	9	■ 相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。
10	○市では、市内の女性団体等との連携や、カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。	10	■ DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。
11	○高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、地域課題も多様化・複雑化していることから、市では、「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会の設立を進め、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。	11	(4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援
		12	■ 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談支援センター等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。
		13	■ 生活保護の適用、児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。
		14	■ DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。

現状と課題	主な取組
12 ○防災分野においては、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応が求められており、本市では、男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。	2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重 15
13 ○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市子ども総合計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。	(1) 人権尊重理念の理解促進 16
14 ○健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、「青森市健康寿命延伸計画」を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。	■ 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携のもと、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。 17
15 《女性に対する暴力》	(2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携 18
16 ○DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害することから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。	■ 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。 19
17 ○生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を準用することを踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者にも被害者にもならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。	(3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実 20
18 ○「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。	■ 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査での保健指導や健康相談、児童虐待相談員による相談を行うとともに、児童相談所を含む関係機関と構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援など適切な支援を行います。 21
19 ○DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れて自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。	(4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援 22
20 《生活上の困難に対する支援と人権擁護》	■ 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への暴力による被害などの防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の関係機関との連携による支援や、意識啓発の機会の充実を図ります。 23
21 ○男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。	【新】(5) 困難な問題を抱える女性への支援 24
22 ○児童虐待については、児童の面前での配偶者に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者支援の充実を図る必要があります。	【新】■ 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について周知に努めます。 25
23 ○貧困等多様な生活上の困難を抱える女性に対し、様々な機会を通じて実情に合った支援を行う必要があります。また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、女性であることにより、暴力による被害など複合的に困難な状況に置かれることがないよう、関係機関・民間団体等との連携・協力による支援を行う必要があります。	【新】■ 困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、教育、啓発、広報等に努めます。 26
24 ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において定められた困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施に当たり、本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を適切に実施する必要があります。	【新】■ 困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求められることについて広く周知を図ります。 27
25 ○多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティであることを理由として当事者が困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重と多様性の観点から、多様な性のあり方についての理解を促進する必要があります。	【新】■ 性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。 28
	【新】■ 困難な問題を抱える女性等に対する相談体制を整備し、適切な相談対応を行うとともに、庁内関係部局や関係機関との連携のもと、必要な支援の包括的な提供に努めます。 29
	【新】■ 困難な問題を抱える女性等に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部局の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図ります。 30
	(6) 多様な性のあり方に対する理解の促進 31
	■ 様々な悩みや問題等を抱える性的マイノリティの方々やその関係者等からの相談に対応します。 32
	■ 多様な性のあり方について市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。 33

現状と課題	主な取組
<p>26 ○私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人々の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。 ⇒基本方向3 現状と課題《教育・メディア等》に移動</p>	<p>【新】■ 職員研修や情報紙などを通じて、多様な性のあり方についての市職員等の理解を深めます。</p> <p>3 地域における男女共同参画の推進</p>
<p>27 《地域における男女共同参画》</p>	<p>(1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進</p>
<p>28 ○男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。</p>	<p>■ カダール（男女共同参画プラザ）及びアコール（働く女性の家）の拠点機能や、東青地域男女共同参画ネットワークなど既存のネットワークを活用し、行政のみならず、民間団体等を含めた男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。</p>
<p>29 ○男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画を推進していく必要があります。</p>	<p>■ 市民協働交流サロンなどを活用し、男女共同参画に係る問題意識を共有するなど、協働による啓発を推進します。</p>
<p>30 ○多様な主体と連携・協働する中で、男女共同参画を推進していく人材の育成を図る必要があります。</p>	<p>(2) 男女共同参画を推進する人材の育成</p>
<p>31 《健康支援》</p>	<p>■ 身近で分かりやすいロールモデルの情報提供を行うとともに、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男女共同参画を推進する団体・個人の育成やネットワーク化などを推進します。</p>
<p>32 ○生涯を通じて、性別により異なる健康上の問題に直面することから、性差に応じた健康づくりを推進するほか、特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることなどから、生涯を通じた女性の健康支援と相談の充実を図る必要があります。</p>	<p>(3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進</p>
	<p>■ 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。</p>
	<p>(4) 防災分野における男女共同参画の促進</p>
	<p>■ 防災分野における男女共同参画を進めるため、地域ごとの防災講習会や防災訓練などを通じて、防災組織づくりや救急・救護活動への女性の参加拡大を促進します。</p>
	<p>■ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を促進します。</p>
	<p>(5) 地域における子ども・子育て支援の充実</p>
	<p>■ 地域全体で子育てを支えていくため、あおもり親子はぐくみプラザが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所等、子育て応援隊との一層の連携を進めるとともに、小・中学校やPTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など、地域で子ども・子育て支援に関わる関係機関とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。</p>
	<p>■ 地域において子どもや子育てを支援するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての小学校区に「放課後子ども教室」と「放課後児童会」を開設するとともに、児童館なども活用し、子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保していきます。</p>
	<p>4 生涯を通じた健康支援</p>
	<p>(1) 男女の健康づくり支援</p>
	<p>■ 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの推進を図ります。</p>
	<p>■ 男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、こころの健康を保つ知識の普及啓発や、ゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成等により自殺の予防啓発を図るなど、関係機関とも連携しながらこころの健康づくりを推進します。</p>

現状と課題	主な取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。 	53
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分や相手の生命・個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築いていけるよう、小・中学生などを対象とした思春期健康教室や、保健体育科、特別活動、道徳などを中心とした学校の教育活動全体を通じて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。 	54
	(2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実	55
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたり心身の健康面において様々な影響を受けることから、女性のライフステージに応じた健康相談を実施します。 	56
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠・出産期は女性の健康支援にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティーセミナー等の健康教室の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。 	57
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防を促進します。 	58

「基本方向」「現状と課題」「主な取組」(案)一覧表

基本方向	3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
	私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図ります。

現状と課題		主な取組	
1	○市では、『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、情報紙の作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。	1	1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
2	○令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、家庭生活において男女は平等であると回答したのは全体で35.2%、男女別では、男性が46.0%、女性が27.2%と低くなっています。	2	(1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
3	○男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される性別に基づく固定的性別役割分担意識については、令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「同感する」・「ある程度同感する」という回答が24.9%を占めており、固定的性別役割分担意識が未だ残っています。	3	<ul style="list-style-type: none"> カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体、青森市男女共同参画推進月間をはじめとする様々なイベントなどの機会を活用し、対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動の充実を図ります。
4	○本市の小・中学校では、『個を生かし、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育む学校教育』の推進に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携協働し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体、未来へ飛躍できる能力などを養う教育活動の充実を図っています。（※「青森市教育振興基本計画」策定中により文言変更予定）	4	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修や情報紙などを通じて、市職員の男女共同参画に関する理解を深めます。
5	○市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。	5	(2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実
6	《男女共同参画意識》	6	<ul style="list-style-type: none"> 国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等について情報収集を行い、分かりやすく情報を発信します。
7	○男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報収集や調査などにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を展開していく必要があります。	7	<ul style="list-style-type: none"> カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な講座の開催や情報誌等を通じて、効果的な情報発信に努めます。
8	○家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男女双方の、とりわけ男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。	8	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙を定期的に発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信します。
9	○長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。	9	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画をめぐる現状や意識等について、市民意識調査等を活用した実態把握を行い、市ホームページ等を通じて公表します。
10	《教育・メディア等》	10	(3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進
11	○社会の中で自立し、個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別によらず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。	11	<ul style="list-style-type: none"> 男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような各種講座等を企画・開催し、男女共同参画についての理解を促進します。
12	○私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。	12	<ul style="list-style-type: none"> 男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を促すとともに、男性の家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や男性のロールモデルの情報提供などにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。
		13	(4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進
		14	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育や義務教育において、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
		15	<ul style="list-style-type: none"> 教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。

現状と課題	主な取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校だより、PTA広報、家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもに大きく影響することから、保護者等に対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。 	16
	<h2>2 教育・メディア等を通じた理解促進</h2>	17
	<h3>(1) 家庭における男女平等教育の推進</h3>	18
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男性の子育てや家庭教育への関わりを促すとともに、男性のみならず、女性の側の固定的性別役割分担意識の解消を図るなど、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。 	19
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めたより多くの人が参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。 	20
	<h3>(2) 学校における男女平等教育の推進</h3>	21
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通したキャリア教育を推進することにより、理工系分野や専門職等の女性の参画が進んでいない分野において女性の活躍の機会があることへの理解を促進し、多様な進路・職業選択が可能となるよう取組を進めます。 	22
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、本市が男女共同参画都市であることや男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。 	23
	<h3>(3) 社会教育・生涯学習活動の推進</h3>	24
	<ul style="list-style-type: none"> ■ カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメントを支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図ります。 	25
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性のみならず男性に対しても、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な機会をとらえながら、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。 	26
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立し、主体的に物事を考え社会参画する能力や態度を身につける必要があることから、地元大学など多様な主体との連携を図りながら、男女共同参画をはじめ、地球環境の保全、国際理解などの現代的課題や地域の課題に関する学習機会・学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図ります。 	27
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画を推進するには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、市民センター等において、各種講座の開催など様々な学習機会を提供するとともに、学習活動に関する情報提供を行い、誰もが気軽に学ぶことができる、地域に根ざした学習活動拠点機能の充実を図ります。 	28
	<h3>(4) メディアにおける男女共同参画の推進</h3>	29
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。 	30